

自治事務と法定受託事務

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

自治事務

○ 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの

・ 法律・政令により事務処理が義務付けられるもの

<主な例> 介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービス

・ 法律・政令に基づかずに任意で行うもの

<主な例> 各種助成金等（乳幼児医療費補助等）の交付、公共施設（文化ホール、生涯学習センター、スポーツセンター等）の管理

○ 原則として、国の関与は是正の要求まで

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告（法 § 245-4）
（是正の勧告（法 § 245-6））
- ・ 資料の提出の要求（法 § 245-4）
- ・ 協議
- ・ 是正の要求（法 § 245-5）

※その他個別法に基づく関与

- ・ 協議、同意、許可・認可・承認、指示
一定の場合に限定
- ・ 代執行、その他の関与
できる限り設けない

法定受託事務

○ 国（都道府県）が本来果たすべき役割に係る事務であって、国（都道府県）においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの

○ 必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる

<主な例> 国政選挙、旅券の交付、国の指定統計、国道の管理、戸籍事務、生活保護

○ 是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告（法 § 245-4）
- ・ 資料の提出の要求（法 § 245-4）
- ・ 協議・同意、許可・認可・承認
- ・ 指示（是正の指示（法 § 245-7））
- ・ 代執行（法 § 245-8）

※その他個別法に基づく関与

- ・ 協議
一定の場合に限定
- ・ その他の関与
できる限り設けない